

# 令和 8 年度（2026 年度）函館市地域包括支援センター運営方針

地域包括ケアシステムは、住民の尊厳ある自立した生活を実現することを理念として、その地域の特性を活かし、さまざまな資源を有機的に組み合わせ構築されるもので、地域包括支援センターは、その中核的な機関となる。

この運営方針は、函館市地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、地域包括ケアシステムの構築に向けて、令和 8 年度に取組むべき重点事項および留意事項について示したものである。

## 1. 基本理念

---

高齢者がいきいきと暮らす、ふれあいと、ささえあいのまちをめざして

## 2. 事業内容および目標数値

---

(1) 函館市福祉拠点運営業務実施要綱，函館市介護予防ケアマネジメント実施要綱，函館市生活支援体制整備事業実施要綱，函館市認知症初期集中支援推進事業実施要綱および函館市認知症地域支援・ケア向上事業実施要綱に基づき，以下の業務を効果的かつ効率的に展開する。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
  - ア 介護予防・生活支援サービス事業
    - (ア) 介護予防ケアマネジメント
- ② 包括的支援事業
  - ア 地域包括支援センターの運営
    - (ア) 総合相談支援業務
    - (イ) 権利擁護業務
    - (ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
    - (エ) 地域ケア会議推進事業
  - イ 生活支援体制整備事業
    - (ア) 第 2 層生活支援コーディネーター業務
  - ウ 認知症総合支援事業
    - (ア) 認知症初期集中支援推進事業
    - (イ) 認知症地域支援・ケア向上推進事業
- ③ 任意事業
  - ア 住宅改修支援事業

(2) 包括的支援事業のうち、下記の事業については目標数値を設定する。

| 圏域     | 高齢者人口<br>推計<br>(R8.9末) | 包括的支援事業 |                          |        |      |
|--------|------------------------|---------|--------------------------|--------|------|
|        |                        | 実態把握    | ケアプラン<br>指導研修<br>(合同・圏域) | 地域ケア会議 |      |
|        |                        |         |                          | 個別ケース  | 地域課題 |
| 西部     | 6,645人                 | 598件    | 3回                       | 5回     | 2回   |
| 中央部第1  | 7,700人                 | 693件    | 3回                       | 5回     | 3回   |
| 中央部第2  | 8,973人                 | 808件    | 3回                       | 6回     | 3回   |
| 東中央部第1 | 10,886人                | 980件    | 3回                       | 7回     | 4回   |
| 東中央部第2 | 9,329人                 | 840件    | 3回                       | 6回     | 3回   |
| 北東部第1  | 7,194人                 | 647件    | 3回                       | 5回     | 2回   |
| 北東部第2  | 11,042人                | 994件    | 3回                       | 7回     | 4回   |
| 北東部第3  | 11,497人                | 1,035件  | 3回                       | 8回     | 4回   |
| 北部     | 9,467人                 | 852件    | 3回                       | 6回     | 3回   |
| 東部     | 4,512人                 | 406件    | 3回                       | 3回     | 2回   |
| 合計     | 87,245人                | 7,852件  | 30回                      | 58回    | 30回  |

(※1) 実態把握は令和8年度の高齢者人口推計に、令和4年度～令和6年度の高齢者人口に対する実態把握率の平均値9.0%を乗じた。(小数第一位四捨五入)

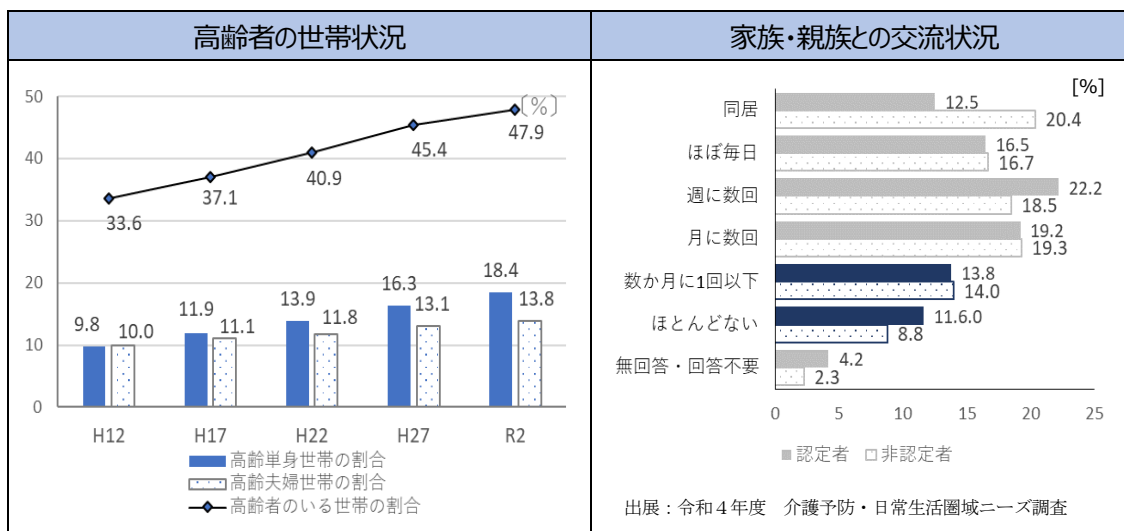
(※2) 地域ケア会議は、高齢者人口1,500人あたり個別ケースの検討を1回、同じく3,000人あたり地域課題の検討を1回実施する。(小数第一位四捨五入)

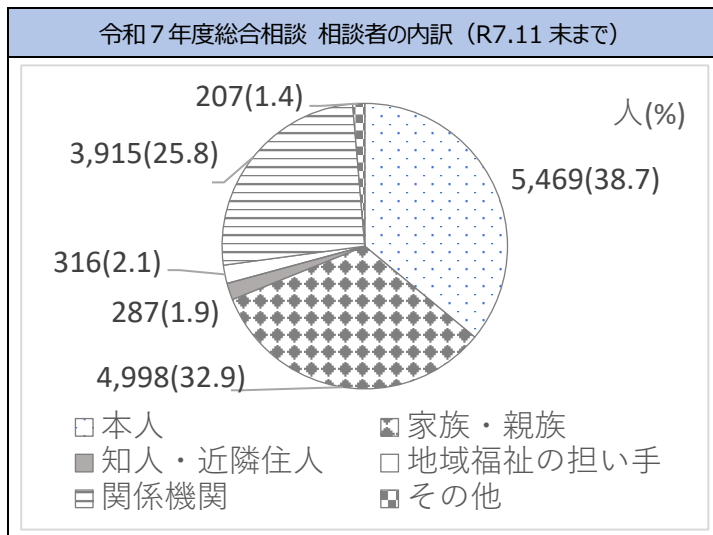
### 3. 函館市の現状

#### (1) 高齢者のみの世帯の増加

本市では、一般世帯に占める高齢単身世帯、高齢夫婦世帯が増加傾向であり、今後、支援が必要な高齢者が増加する可能性がある。

また、高齢者の2割は、家族・親族との交流頻度が数か月に1回以下となっているが、総合相談の相談者は、「本人」に次いで「家族・親族」が多く、高齢者のみ世帯では、自ら支援を求めることが難しい、あるいは家族が異変に気づかないことなどにより、早期の相談につながらない事例もある。

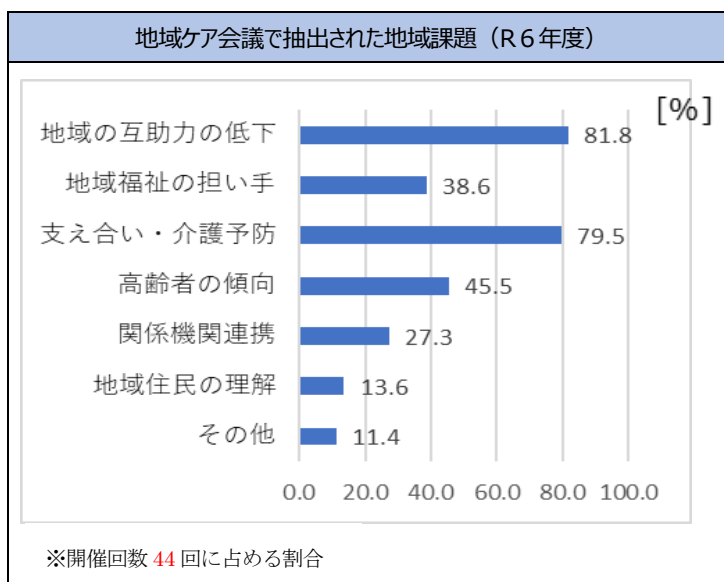
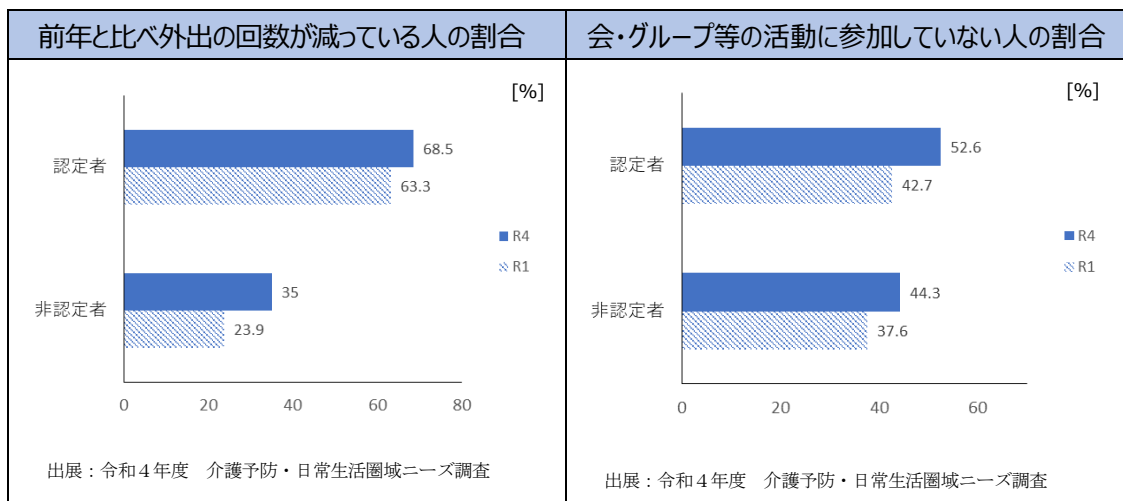




(2) 地域における互助力の低下

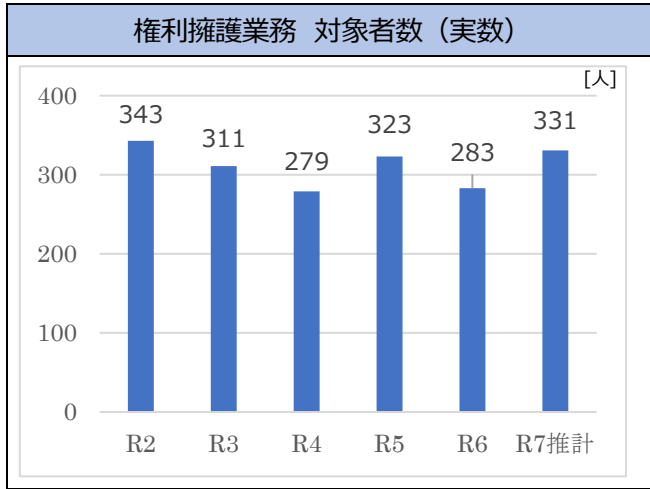
令和4年度の調査から、外出機会が減少したり、会・グループ（町会活動、趣味のサークル等）に参加していない高齢者が多いなど、地域との関わりが減少し、孤立する可能性が高い高齢者が増加している。

また、令和6年度の地域課題を検討する地域ケア会議で抽出された地域課題は、「地域の互助力の低下」が最も多く、地域での見守りや支援が受けにくいと考えられる。



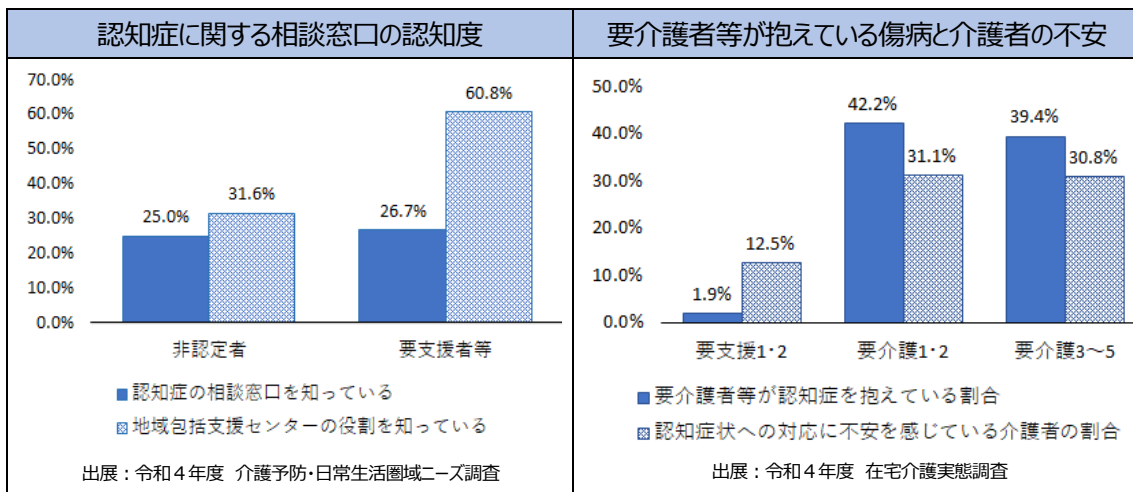
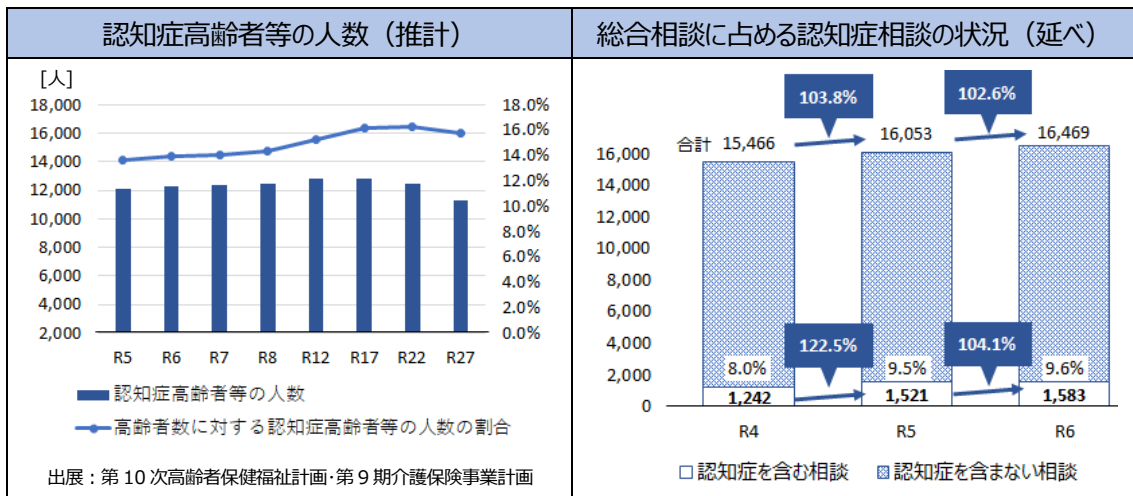
(3) 問題が複雑化したケースの増加

令和6年度は減少しているが、令和7年度は増加の見込みであり、様々な問題が絡み合って複雑化しているケース、早期に適切な支援が受けられていないケースは存在していると考えられる。



(4) 認知症高齢者等の人数の増加

認知症高齢者等の人数は、増加するものと予想されており、認知症を含む相談も年々増加傾向にある。その一方で、認知症に関する相談窓口の認知度は、地域包括支援センターの認知度に比べ低い状況にある。また、要介護1以上においては、本人が抱えている傷病のうち「認知症」が最も多いほか、今後の在宅生活に向けて、主な介護者が不安に感じている介護では「認知症状への対応」が最も高くなっている。



## 4. 地域包括ケアシステムの構築方針（重要課題）

---

見守りや支援が必要な高齢者が増えているにも関わらず、地域の互助力が低下していることから、高齢者等が必要な時に必要な支援を受けることができるよう、以下を重要課題とする。

『地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりを行う』

## 5. 重点取組事項

---

○ センターが、令和8年度に重点的に取組む事項は、次の（１）～（４）とする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>（１）高齢者と関わりが少ない機関への地域包括支援センターの周知の強化</li><li>（２）高齢者虐待防止に関する啓発の強化</li><li>（３）認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解の普及啓発の強化</li><li>（４）住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成</li></ul> |
|---|

### （１）高齢者と関わりが少ない機関への地域包括支援センターの周知の強化

#### 【現状・課題】

令和元年度から「地域包括支援センターの周知」を重点取組事項とし、センターと市が協働して、広く地域住民への周知を強化し、その取組の効果として、地域の支援者（民生児童委員や町会役員等）の中で、「何かあったら包括へ」ということが広く認知され、速やかに地域の気になる高齢者についての相談がセンターに入り、連携した支援を行いやすくなっている。

令和7年度は、高齢者と関わりが少ない機関からの相談件数（総合相談支援業務・権利擁護業務）の増加を目標に、どのセンターも広報紙や講師派遣の場等において、早期相談および早期対応の重要性や高齢者虐待の予防および早期発見の啓発を行うなど、積極的に周知を行い、実際に民間企業や障がい関係事業所等からの相談がきっかけで早期対応に結びついた事例がある。

また、地域ケア会議における地域の高齢者が抱える問題や地域における見守りの重要性の共有については、参集者と地域の問題や見守りの重要性について共有を図ることができている。

さらに、センターの周知については、高齢者と直接的な関わりが少ないと考えられる機関（民間企業、学校、障がい者（児）関係機関等）に対し、広報紙等を活用し、センターの役割や早期相談および早期対応の重要性等についての周知を強化したことにより、気になる高齢者に関する相談がセンターに入り、早期の対応に結びついていた。

支援を要する人を把握した際には、速やかにセンターに相談することができる地域づくりを行うため、取組を継続していくことが必要である。

#### 【活動目標】

- ・高齢者と関わりが少ない機関（民間企業、学校、障がい者（児）関係機関等）に対し、センターについての周知を強化することで、高齢者と関わりが少ない機関からの相談件数（総合相談支援業務・権利擁護業務）が増加し、センターが早期に対応できる高齢者が増加する。

#### 【活動内容】

- ・高齢者と関わりが少ない機関に広報紙を配布することで、センターの認知度を高める。
- ・地域課題を検討する地域ケア会議に関係機関以外の支援者になりうる人を参集し、地域の高齢者が抱える問題や地域における見守りの重要性について共有する。
- ・民間企業や学校への講師派遣および認知症サポーター養成講座の場を活用し、センターの役割および早期相談・早期対応の重要性についての周知を行う。

### （２）高齢者虐待防止に関する啓発の強化

#### 【現状・課題】

住み慣れた地域での生活の継続のためには、問題を抱えた高齢者等に早期に支援を行うことが重要である。

本市では、地域ケア会議等を通して、高齢者等の異変に気づく可能性が高い立場にある地域の支援者と専門機関の連携強化に取り組んでおり、実際、地域の支援者からの相談や地域住民への相談の促しがきっかけとなり、センターが対応したケースは多くなっており、町会や民生委員と協力して対応でき、飛び込みの困難ケースが減少した実感があつた。令和6年度は権利擁護業務の対象者が減少しているが、令和7年度は増加の見込みであり、広報紙や出前講座の場等で高齢者虐待防止に関する啓発を行うほか、個別事例の支援時や地域ケア会議の場等で地域の支援者へ気になる高齢者がいないか声掛けをする等、引き続き支援が必要な高齢者の早期把握、見守り体制の強化が必要と考えられる。

#### 【活動目標】

- ・高齢者の身近にいる人々や相談を受けやすい関係機関に対し、高齢者虐待防止に関する啓発を行うことで、高齢者の異変に気付いた支援者からの相談のタイミングが早くなり、センターが早期に対応することができる。

#### 【活動内容】

- ・広報紙や講師派遣の場を利用し、高齢者虐待防止に関する啓発を行う。
- ・個別事例の支援時や懇談会等、地域の支援者とセンター職員が面談する際には、気になる高齢者等がいなか声掛けを行う。
- ・個別ケースを検討する地域ケア会議、ケアマネジメント支援の他、各種事業を通して、高齢者と関わりのある関係機関や介護支援専門員と早期相談のメリットや相談のタイミングについて共有する。

### （３）認知症に関する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解の普及啓発の強化

#### 【現状・課題】

認知症高齢者等の増加や認知症の相談件数も増加傾向にある中で、センターからは「認知症への理解度が低い」、「相談先を知らない」、「地域からの孤立」などの要因から、『相談のタイミングが遅く早期に適切な支援に結びつかない』といった地域の課題が挙げられている。そのため、引き続き認知症に関する正しい知識（とくに初期症状）および早期対応の重要性についての普及啓発が必要である。認知症の相談窓口の認知度については、地域包括支援センターの認知度に比べ低い状況であることから、センターがセンターの役割として、認知症の相談窓口でもあることを市民に対して周知することが効果的であると考えられる。そのほか、個別支援の体制としては、認知症初期集中支援事業を有効に活用し、早期に適切な対応をしていく必要がある。

また、令和6年1月1日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行、令和6年12月には「認知症施策推進基本計画」が策定され、ますます共生社会の実現に向けた地域づくりが求められている。まずは、認知症の人に関する正しい理解として「新しい認知症観」の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の内容に取り入れ、地域住民に対し広く普及啓発する必要がある。また、日頃の個別支援や地域活動から得られた認知症の人本人の声を「認知症カフェ」や「チームオレンジ」の活動に反映させていくほか、「認知症カフェ」や「チームオレンジ」が認知症の人とその家族の社会参加の機会であるとともに、誰もが支援が必要になった時に早期に社会的支援につながりやすい接点ととらえ、多くの地域住民が参加できるよう取り組むことが重要である。

さらに、誰もが認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症を自分ごととしてとらえ、家族や身近な人と認知症になった時の生活について話題にしたり、認知症に関する情報収集や地域と接点を持つなど、将来の生活に備えられるよう、個人の意識に働きかける情報発信を行う必要がある。（認知症に関するリテラシーの向上を図る。）

#### 【活動目標】

- ・認知症に関する正しい知識（とくに初期症状）および早期対応の重要性についての普及啓発、認知症の相談窓口の周知を強化することで、早期に適切な支援につながる人が増加する。
- ・「新しい認知症観」の普及啓発や「認知症カフェ」の開催、「チームオレンジ」の整備を推進することで、認知症の人に関する地域住民の理解を深め、「認知症カフェ」や「チームオレンジ」などの地域活動に参加する住民が増加する。

#### 【活動内容】

- ・認知症初期集中支援事業を有効に活用し、早期に適切な対応を行う。
- ・地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布、出前講座や認知症サポーター養成講座などあらゆる機会をとらえ、認知症（とくに初期症状）および早期対応の重要性、認知症の相談窓口の周知を図る。
- ・「新しい認知症観」について、認知症サポーター養成講座の内容に取り入れるなど、地域住民に対し広く普及啓発を行い、認知症の人に関する地域住民の理解の増進を図る。
- ・地域活動に参加する（地域と接点を持つ）住民が増えるよう、「認知症カフェ」や「チームオレンジ」の周知を行う。
- ・認知症になっても地域で暮らし続けることができるよう、将来の生活への準備を促す情報発信を行い、認知症に関するリテラシーの向上を図る。

### （４）住民主体の助け合い活動に参加する高齢者を増やすための意識醸成

#### 【現状・課題】

高齢者が「要介護」「要支援」の状態に至ることなく、住み慣れた地域で安心して生活するためには、単に運動機能や栄養状態といった心身機能の改善を図るだけではなく、日常生活の活動を高め、地域とのつながりの中で役割を持つことが重要である。

これまで、健康づくり教室の自主化等を通し、住民主体の活動の場の拡充を進めてきた結果、自主活動グループ数は増加したが、途中から参加することへの抵抗が大きい、あるいは既存の場はあるが新たな参加者を求めているといった状況も見られ、新規参加者が減少し、グループ人数の減少が目立つ。しかし、自主活動グループに参加している方に対し、この活動が自身の介護予防につながっていることを伝えるとともに、センターによる後方支援を通して助け合い活動等への参加の重要性の意識づけを行っており、参加者からは「継続することは大変であるが、楽しいため続けていきたい。」との声も挙がっており、成果は出ていると考えるため、今後も継続していくことが必

要である。

また、広く地域住民に対して広報紙やリーフレットを活用し、社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性について積極的に啓発し、意識づけができており、継続していく必要がある。

第2層生活支援コーディネーターとしての役割については、セルフマネジメント支援を通して、自主活動グループ等の紹介やマッチングを行う支援、社会参加に意欲がある高齢者を既存の活動の場へつなげる支援については課題が残る一方で、学校との連携や、福祉拠点として実施している地域活動の取組等を通じて、高齢者と地域との繋がりを実感しているセンターもある。また、第1層生活支援コーディネーターとの連携については、地域ケア会議やセンター行事で連携を図っているセンターもあるが、第2層協議体（地域課題を検討する地域ケア会議）への参加が限定的であるため、積極的に活用し、社会参加や住民主体の助け合い活動の促進について検討していく必要がある。

今後も、既存の活動を維持し、自主活動グループ参加者の中での助け合い活動を生み出すためには、高齢者の社会参加の促進のための意識醸成を図るほか、すでに活動に参加している方に対しても、住民主体の助け合い活動についての意識醸成を図ることにより、活動に参加する高齢者等を増やすことが必要である。

#### 【活動目標】

- ・高齢者に社会参加や住民主体の助け合い活動についての意識醸成を図ることで、活動に参加する高齢者数が増加する。

#### 【活動内容】

- ・地域住民に対し、広報紙やリーフレットの配布、出前講座の開催により、社会参加や住民主体の助け合い活動の重要性についての周知を行う。
- ・セルフマネジメント支援を通して、自主活動グループ等の紹介やマッチングを行う。
- ・自主活動グループへの後方支援を通して、参加者に対し、社会参加や助け合い活動の実践についての意識づけを行う。
- ・第2層協議体（地域課題を検討する地域ケア会議）において、第1層生活支援コーディネーターと有機的な連携を図りながら、社会参加や住民主体の助け合い活動の促進について検討する。
- ・第2層生活支援コーディネーターとして、社会参加の意欲がある高齢者を既存の住民主体の助け合い活動の場へつなげる支援を行う。

## 6. 留意事項

---

### (1) 職員の資質向上

- ・センターは、地域包括ケア推進課と協働して策定した研修計画に基づき、職員の資質向上を行う。
- ・センターは、職員へスーパービジョンを活用し、サポート、指導を行う。

### (2) 他の関連事業との連携

- ・センターは、積極的に認知症初期集中支援チーム、第1層生活支援コーディネーター、函館市医療・介護連携支援センター等の関連事業との連携を図る。

### (3) 地域包括支援センター間および市との情報共有

- ・函館市地域包括支援センター連絡協議会が主催する管理者会議および職能部会等において、センター間および市との情報共有を行う。
- ・センターの管理責任者は全センターの管理責任者および地域包括ケア推進課と、定期的に情報共有すると

もに、業務に関する協議を行う。

#### (4) 地域包括支援センターの活動計画と評価

- ・センターは、本運営方針および前年度の評価に基づき、所定の様式により、活動計画書を作成する。
- ・なお、活動計画を立案する際には、量的データや地区活動からの質的データから地域特性を把握するなど地域診断を行う。
- ・地域包括ケア推進課は、センターの作成した活動計画書の内容について、センターの管理者等へのヒアリングを行い、各圏域の重点取組事項および評価方法等についての協議を行う。
- ・当該年度終了後、センターは活動計画の実施状況について評価を行う。
- ・地域包括ケア推進課は、センターが作成した評価に基づき、センターの管理者等へのヒアリングを行い、目標数値の達成状況と評価内容の確認をするとともに、評価内容については、函館市地域包括支援センター運営協議会で協議を行う。

#### (5) 公正・中立性の確保

- ・受託法人は、公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行わなければならない。
- ・受託法人が指定居宅介護支援事業所に介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を一部委託する場合、特定の事業者に偏ることがないようにしなければならない。
- ・介護予防支援業務および介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）において利用調整をした同一法人（グループ）のサービス事業者の占有率は50%を上限とし、これを超える場合は指導の対象とする。同一法人のサービス事業者の利用割合は、事業評価により確認する。